

札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議設置規則（令和元年規則第30号）

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、観光振興に係る新たな財源について調査審議するため、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）第2条第2項の規定に基づき、札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 検討会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第3条 検討会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 検討会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、検討会議の会議の議長となる。

3 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第5条 検討会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、経済観光局において行う。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項については、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第2条第2項の規定による委員の委嘱のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（最初の検討会議の会議の招集）

3 この規則の施行後最初の検討会議の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（この規則の失効）

4 この規則は、令和2年7月31日限り、その効力を失う。